

子ども議会 議案第3号

基山産木材に触れ合う条例の制定について

基山産木材に触れ合う条例を次のように定める。

令和5年9月30日提出

基山町長 友川 瑞稀

基山町子ども議会 条例第3号

基山産木材に触れ合う条例

第1条 町は、小中学生に校外学習をさせることにより、基山町の豊かな自然と基山産木材に触れさせ、学習活動の充実を促すものとする。

第2条 町は小中学生の学習活動の充実のため、次に掲げる校外学習を行う。

- (1) 植木の体験
- (2) 木材の育成のための作業
- (3) 伐採体験
- (4) 間伐材の利用

2 前項に定める活動により生じた間伐材を利用し、幼児から中学生まで遊べる遊具を制作する。

第3条 前条の目的を効果的に達成するために、町は町内の事業者に委託することができる。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 用具の使用方法に関する説明
- (2) 事故を引き起こさないように、安全対策を図る。
- (3) 体験させる上で、必要なことに関する説明
- (4) その他、町長が必要と認める業務

第4条 校外学習の実施場所は原則基山町内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼児から中学生まで遊べる施設を作ること、基山の木材を広めることにつながったり、子どもたちが基山の木材を知る機会になると考えたからです。また、コロナ禍で校外学習をする機会が減ったため、校外の豊かな自然に触れる体験を通して、学習活動の充実を促したいと考えます。